

事前評価調書

I 事業概要																																																																								
事業名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））																																																																							
地区名	とよたしすぎもとちょうきたがいと 豊田市杉本町北垣内																																																																							
事業箇所	豊田市杉本町北垣内 地内																																																																							
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹斜面を保全し、山地災害を防止する。																																																																							
事業目標	【達成（主要）目標】 法枠工125.5㎡、固定工23.5㎡を設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。																																																																							
事業費	事業費	内訳																																																																						
	10百万円	■工事費 10百万円、□用補費、□その他																																																																						
事業期間	採択予定年度	平成30年度	着工予定年度	平成31年度	完成予定年度	平成31年度																																																																		
事業内容	法枠工125.5㎡、固定工23.5㎡を設置する。																																																																							
II 評価																																																																								
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、山腹の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いいため、治山事業の実施が必要である。																																																																						
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																																																					
		【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																																																																						
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> <th>H37</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・法枠工</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・固定工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="3">10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	工種 区分	調査・設計									用地補償									工事		←→							・法枠工		←→							・固定工									事業費（百万円）		10							
			H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37																																																														
	工種 区分	調査・設計																																																																						
		用地補償																																																																						
		工事		←→																																																																				
		・法枠工		←→																																																																				
・固定工																																																																								
事業費（百万円）		10																																																																						
2) 地元の合意形成	地元説明会を経て合意済み																																																																							
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																																																						
		【理由】 事業計画に無理がなく、地元の要望もあるため、事業の実効性が期待できる																																																																						
III 対応方針																																																																								
妥当	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。																																																																							
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																																								
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】																																																																								